



大川内山の町並み



日帰り

# 22世紀に残したい 佐賀県遺産 バスツアー



縫ノ池



海中鳥居



当日のみの特別公開施設を訪問

呼子のイカ活造り・竹崎カニ料理を堪能

11月23日(土祝)

太良・鹿島・嬉野コース

旅行代金(おとな・子ども同額) ¥3,000円

12月1日(日)

唐津・伊万里コース

旅行代金(おとな・子ども同額) ¥3,000円

11/23(土祝)  
太良・鹿島・嬉野コース

9:00発  
佐賀県庁出発 = 志田焼の里博物館 = 大魚神社の海中鳥居 = 昼食(竹崎カニ料理) = 道の駅太良(買物休憩等) = 肥前浜宿酒蔵通り = 縫ノ池(車窓) = 大町煉瓦館 = 関川家住宅 = 佐賀県庁到着  
※現地解説付き 17:00着(予定)

12/1(日)  
唐津・伊万里コース

9:00発  
佐賀県庁出発 = 牛津会館 = 牛津赤レンガ館(外観のみ) = 旧中尾家住宅 = 昼食(呼子イカ) = 呼子台場みなとプラザ(買物休憩等) = 大川内山の町並み散策 = ルーテル小城教会 = 佐賀県庁到着  
※現地解説付き 17:00着(予定)

## 佐賀県遺産オープナー同日開催

◎普段は入れない佐賀県遺産を特別に公開します。 ◎専門家の解説付きで佐賀県遺産をご紹介します。

【申し込み方法】下記二次元コードよりお申し込みください。(※電話での受付は行いませんので、ご了承ください。)

【募集締切】11月23日(土)「太良・鹿島・嬉野コース」…………… 11月15日(金)17:30まで  
12月 1日(日)「唐津・伊万里コース」…………… 11月22日(金)17:30まで

【定員】各コースともに40名(ただし先着となります。募集期間内であっても募集定員に達した場合は締め切ります。)  
参加者には催行日の約1週間前ごろまでに乗車場所等のご案内をメールにてお知らせします。

※個人情報については、保険手続き・ツアー連絡以外には使用いたしません。  
※佐賀県まちづくり課が実施するモニターツアーとなっております。参加者の皆様にはツアー終了後アンケートにご協力頂きます。

【添乗員】同行いたします。

【最少催行人員】各コース20名

【旅行代金に含まれるもの】貸切バス代(肥前観光バス)、入場料、食事代金(昼食1回)、ガイド費用、添乗員費用、保険代。

【旅行代金に含まれないもの】昼食時の飲み物代、その他個人的な費用。

問い合わせ先

西鉄旅行株式会社 佐賀支店 「22世紀に残したい佐賀県遺産バスツアー」係  
〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル7階 観光庁長官登録旅行業第579号 旅行業務取扱管理者 田嶋 貴之

電話：0952-24-7245 FAX：0952-24-7245

(営業時間) 平日9:30~12:00、13:00~17:30 土曜・日曜・祝日はお休み



11/23発



12/1発

写真提供：佐賀県 佐賀県観光連盟  
※写真は全てイメージです。

# オープンデーで公開する佐賀県遺産をご紹介します

佐賀県では、美しい景観や地域を象徴する建造物を佐賀県遺産として認定しています。

## 杵島炭鉱変電所跡(大町煉瓦館)

かつては炭鉱町としてにぎわいを見せた大町町に、昭和2年、炭鉱施設や住宅に電力を送るための変電所として建てられました。



## 牛津会館

玉屋デパートの創始者である田中丸善蔵の邸宅です。内部を繊細な数寄屋風にまとめた木造建築で、南棟の広間の脇には茶室が設けられています。



## 関川家住宅

町人文化が栄えた長崎街道小田宿に建つ関川家住宅は、明治中期に建てられたといわれ、農商銀行株式会社として活用されていました。



## 日本福音ルーテル小城教会

キリスト教の布教を目的に建てられた木造教会です。ホールと牧師館の一体的な構成や、黄色のダイヤガラスが入った菱格子の窓が特徴的です。



## 旅行条件のご案内

※下記のご案内は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、西鉄旅行株式会社(以下「当社」と云う)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と云う)を締結する事になります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービスを受ける事ができる様に手配し、旅程管理をする事を引き受けます。旅行契約の内容・条件は、各コース毎に明示している条件の他、下記条件及び当社の旅行契約書に記載しております。当社旅行契約をご希望の方は当社にご請求ください。

1. 旅行の申込み及び旅行契約の成立  
(1) 所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います。  
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。  
(3) お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約の成立となります。  
(4) 申込金(おひとり様)はコース毎に記載した金額又は旅行代金の20%相当額(但し百円未満は切り捨て)となります。

2. 旅行代金のお支払い期限及び旅行代金の適用  
(1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる前日までにお支払いください。  
(2) 旅行代金は、各コース毎に記載しています。ご出発日とご利用人数(入団条件)でご確認ください。  
(3) コース毎に特に記載がない場合、旅行出発日現在満12歳以上は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは3歳以上)12歳未満の方は、子ども代金となります。  
(4) ご予約人数に変更が生じた場合は、係入人数条件の旅行代金に変更させていただきます。  
(例)大人4名でご予約の内、大人1名の減員が生じた場合は、大人3名入団時の旅行代金適用となります。

3. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの  
(1) 旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊料金、食料料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。  
(2) 旅行代金に含まれる費用の内、運送機関の利用等級は特に記載がない限りエコノミークラス利用となります。  
(3) 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食費・通信費、サービス料、専用個室利用追加代金、希望者のみが参加するオプションツアー代金は旅行代金には含まれません。

4. 旅行契約内容及び旅行代金の変更  
(1) 当社が天災地災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の旅行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。  
(2) 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。  
(3) (お客様の交替)お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払いください。交替する事ができます。

5. お客様による旅行契約の解除  
(1) お客様のご都合で旅行契約を解除される場合は下記の取消料をお支払いただきます。お取消しの連絡は、旅行の申し込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けします。  
(2) 当社の責任とならないローソンの手続き上の事由による取消しの場合も下記取消料をいただきます。  
(3) 下記の場合は、取消料はございません。  
① 当社によって旅行契約内容に以下に示す重要な変更が行われた時。(a) 旅行開始日又は終了日の変更。(b) 観光地、観光施設、その他の目的の変更。(c) 運送機関の種類又は運送会社の変更。(d) 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。(e) 宿泊施設の変更。(f) 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更。  
② 上記4-(2)の規定に基づき旅行代金が増額された場合。③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった時。

解除時期など	取消料(違約料)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日目(日帰り旅行にあっては11日目)に当たる日より前 無料 ②20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日より前 旅行代金の20% ③7日目に当たる日より前 旅行代金の40% ④7日目に当たる日より前 旅行代金の100%
④旅行開始日の前日	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の当日	旅行代金の40%
⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の50%
お客様のご都合でサービスの一部を利用しなかった場合又は旅行日程途中からの参加・離団の場合、権利放棄となり一切の払戻しは致しません。	旅行代金の100%

6. 当社による旅行契約の解除  
次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。(一部例示)  
(1) 旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該期日の取消料を違約料としていただきます。  
(2) 参加者が最少旅行人員(パンフレット記載の人員)に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。  
(3) 申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7. 添乗員等  
(1) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。  
(2) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

ホームページアドレス <http://www.nishitetsutavel.jp/>

旅行企画 西鉄旅行 旅行業公正取引 協議会 会員 ボンド保証会員 実施

(観光庁長官登録旅行業第579号)福岡市中央区薬院3丁目16-26 一般社団法人日本旅行業協会正会員

## 8. 当社の責任及びお客様の責任

- (1) 当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。(お荷物に関する賠償限度額は15万円)但し天災地災、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらに生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。  
(2) 当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 9. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

【国内旅行損害保険加入のおすすすめ】上記補償では、損害・治療等については十分な補償がありません。安心して旅行をしていただくために、別途「任意保険」を掛けられる様お勧めします。★当社にて取扱いが出来ます。詳細については係員にお尋ねください。★

## 10. 旅程保証

旅行日程に5-(3)-①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行契約(企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の要変更補償金を支払います。但し1旅行契約について支払われる要変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行契約についての要変更補償金の額が千円未満の場合は、要変更補償金は支払いません。要変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、追加代金を含めた代金額です。

## 11. その他

- (1) 天災地災、気象条件(台風・積雪・大雨など)、事故などの影響で運送機関の遅延・不通により生じる代替運送交通費の差額・宿泊泊泊費・食事代などの旅行代金に含まれない諸費用はお客様のお負担となります。  
(2) 当社はいかなる場合でも、旅行の再実施は致しません。  
(3) 本旅行条件は、2023年4月10日現在を基準日としております。

## 個人情報の取扱いについて

- 当社及び下記(販売店)権限者の委託受託業者は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込まない旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他(1)会社及び会社と提携する企業の商品やその他、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。
- 当社は旅行先でのお客様のショッピング等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗される航空機名、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、提供の停止を希望される場合は、出発の14日前までにお申し出ください。

## ●お申込み・お問い合わせは 受託販売

受託販売：観光庁長官登録旅行業第579号 JATA 正会員

西鉄旅行株式会社  
〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院 3-16-26

取扱営業所 佐賀支店  
〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-7 第一内田ビル7階

☎ 0952-24-7245

総合旅行業務取扱管理者：田嶋 貴之

旅行業務取扱管理者とは、お客様の取扱い営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。